

上三川町指定給水装置工事事業者 申請時必要書類一覧

様式番号	様式名称	上三川町指定給水装置 工事事業者規程 該当条項	新規	更新	変更 (※2)	廃止	休止	再開
様式第1	指定給水装置工事事業者指定申請書	第4条	○	○				
様式第2	誓約書	第4条、第7条	○	○	○			
様式第10	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	第7条			○			
様式第11	指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書	第7条				○	○	○
様式第3	給水装置工事主任技術者 選任・解任 届出書	第12条	○	(※1)	○			
別表	機械器具調書	第5条	○	○	○			
添付書類	指定給水装置工事事業者 確認事項 記入様式	—	○	○	○			
添付書類	定款の写し	第4条、第7条	法人	法人	法人			
添付書類	商業登記簿謄本（発行日より3ヶ月以内のもの）	第4条、第7条	法人	法人	法人			
添付書類	住民票の写し（発行日より3ヶ月以内のもの）又は在留カード等の写し	第4条、第7条	個人	個人	個人			
添付書類	給水装置工事主任技術者免状の写し（選任者全員）	第12条	○	○	○			
添付写真	機械器具（切断・管加工・管接合・水圧テストポンプ）	第5条	○	○	○			
—	上三川町指定給水装置工事事業者証（指定工事事業者証）	第6条			○	○	○	

(※1) … 選任者に異動があるときのみ必要

(※2) … 該当する事項に関する書類を提出してください。

【事業所の名称・所在地の変更】：様式第10、定款の写し(変更がある場合)、商業登記簿謄本、指定工事事業者証

【個人の氏名・住所の変更】：様式第10、住民票の写し又は在留カード等の写し、指定工事事業者証

【代表者氏名の変更】：様式第10、様式第2、定款の写し(変更がある場合)、商業登記簿謄本、指定工事事業者証

【役員氏名の変更】：様式第10、様式第2、定款の写し(変更がある場合)、商業登記簿謄本

【主任技術者氏名・免状の交付番号の変更】：様式第3、給水装置工事主任技術者免状の写し（解任の場合は不要）

【業務内容（休業日、営業時間、対応工事種別等）の変更】：指定給水装置工事事業者 確認事項 記入様式

→提出は1ページ目「1. 指定給水装置工事事業者の業務内容」のみで可

手数料	新規指定・更新の申請時に手数料として10,000円が必要です。
-----	---------------------------------